掛川市告示第21号

掛川市重度心身障害者タクシー利用料金助成要綱（平成17年掛川市告示第29号）の一部を次のように改正する。

令和２年３月30日

掛川市長　松　井　三　郎

第３条第１号中「身体障害者福祉法第18条第２項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第10項」に改め、同条第２号を次のように改める。

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに入所している者

第３条第４号を削り、同条第５号中「法律第22条の３」を「法律第20条」に、「第33条の４」を「第33条の７」に改め、同号を同条第４号とし、同条中第６号を第５号とし、第７号を第６号とする。

第４条中「助成の額」の次に「（以下「助成額」という。)」を加え、「小型タクシーの基本料金の額」を「1,200円（重度心身障害者タクシー料金割引乗車券（様式第２号。以下「割引乗車券」という。)２枚）まで」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、乗車１回につき資格者が負担するタクシー利用料金の実費負担額が600円以上1,200円未満のときは、600円（割引乗車券１枚）とする。

第６条第１項中「重度心身障害者タクシー料金割引乗車券（様式第２号。以下「割引乗車券」という。)」を「割引乗車券」に改め、同条第２項中「その日」を「申請のあった日」に改める。

第７条の見出し中「等」を削り、同条第２項を削る。

第８条中「受給者」を「割引乗車券の交付を受けた者（以下「受給者」という。)」に、「基本料金」を「助成額」に改める。

第９条第１項中「利用者」を「受給者」に改め、同条第２項中「申請日」を「請求日」に改める。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号（第５条関係）

重度心身障害者タクシー料金割引乗車券交付申請書

年　　月　　日

（あて先）掛川市長

住　所
申請者　氏　名　　㊞
本人との続柄
電話番号又はＦＡＸ番号

重度心身障害者タクシー料金の助成を受けたいので、次のとおり申請します。

住　　所			
氏　　名			
生　年　月　日	年　　月　　日生（満　　歳）	性別	男　・　女
身体障害者手帳番号	第　　号	等級	級
療育手帳番号	第　　号	程度	
精神障害者保健福祉手帳番号		等級	級
自動車税・軽自動車税の本人減免の有無			有　・　無
透析又はリハビリテーションの理由により、週３回以上医療機関に通院している。			該当　・　非該当
施設等への入所又は精神科病院に入院をしている。			該当　・　非該当

（注）住所及び氏名は、明瞭に記入してください。

（市記入欄）

割　引　乗　車　券			
交付番号	第　　号	交付年月日	年　　月　　日

様式第２号を次のように改める。

様式第２号（第６条関係）

（表面）

掛川市重度心身障害者タクシー料金割引乗車券

交　付　番　号	第　　号
手　帳　番　号	第　　号
助　　成　　額	タクシー料金６００円
有　効　期　限	年　　月　　日

発行年月日　　年　　月　　日
発　　行　　者　　掛川市長　氏　　名　印

乗　車　日	年　　月　　日
会　社　名	㊞
乗車料金	円

（裏面）

割引乗車券使用の注意事項

１　使用可能事業者
この割引乗車券は、次のタクシー会社のみ使用できます。

（タクシー会社名）

２　注意事項
(1) この割引乗車券は、１乗車につき２枚まで使用できます。ただし、２枚使用できる場合は、支払額が1,200円以上のときに限ります。この割引乗車券の使用によるおつりはでません。
(2) この割引乗車券は、他人に譲渡したり使用させたりすることはできません。
(3) 自動車税、軽自動車税の減免を受けた方は使用できませんので返還してください。
(4) 割引乗車券の紛失や破損による再発行はしませんので、ご注意ください。
(5) この割引乗車券は、有効期限が過ぎた場合は、使用できません。
お問い合わせ：

附　則

この告示は、令和２年４月１日から施行する。